

守山市住生活基本計画 具体的施策（案）について

（「◆新規」…前回計画の具体的施策において記載のなかったもの。「○継続」…前回計画から継続して取り組むもの。）

基本理念	基本目標	基本方針	新規/継続	具体的施策	取組内容
豊かな自然と人が育む 幸せがあふれるまち もりやま	誰もが安心して住み続けられる 住宅・住環境の実現	<b>方針1：子育て世帯が住みやすい住環境の向上</b>			
		子育て世帯が増加する一方で、核家族化や共働き世帯の増加等により子育てに不安を抱く家庭の増加が懸念されるなか、子育て環境・子育て支援を充実させ、子どもを生み、育て、暮らし続けたいと思える住まいづくりの推進を図ります。	新規	◆市営住宅における子育て世帯向け募集の検討	入居者募集において期限付き入居制度の導入を検討し、子育て世帯の市営住宅への入居機会の拡大を図ります。
			新規	◆多様化する保育ニーズへの対応	多様な利用ニーズを踏まえた保育の提供（延長保育、休日保育や病児・病後児保育など）を推進するとともに、保育士の確保を進め、保育の質の向上を図ります。
			継続	○地域の子育て支援の推進	地域住民、地域団体等との連携により、地域における子育て支援の推進を図ります。（放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等）
		<b>方針2：高齢者・障害者に対応した住環境の確保</b>			
		高齢者・障害者などが住み慣れた地域でいつまでも、安心して健康に暮らし続けるため、高齢者や障害者に対応した住環境を確保するとともに、市営住宅におけるバリアフリー化の推進を図ります。	継続	○バリアフリー化等の住宅改修に係る支援の推進	高齢者・障害者が継続して現在の住まいで生活を送れるように、住宅のバリアフリー改修の推進を図ります。（高齢者住宅小規模改造助成事業、在宅重度障害者住宅改造費助成事業等）
			継続	○市営住宅におけるバリアフリー化の推進	市営住宅のバリアフリー化を推進し、高齢者・障害者に対応した住環境の構築を図ります。
			継続	○高齢者に配慮した住宅の供給促進	高齢者が安心して暮らせる住環境を確保するため、高齢者に配慮した住宅の供給の促進を図ります。（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等）
		<b>方針3：重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築</b>			
		住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保できるよう、住宅セーフティネットの核となる市営住宅の適正な管理および弾力的な運用を推進するとともに、民間賃貸住宅を活用した入居支援など、官民連携による居住支援体制を構築し、入居支援の推進を図ります。	新規	◆住宅セーフティネット制度の活用促進	関係団体と連携するなかで住宅セーフティネット制度の活用を促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。（住宅セーフティネット制度に基づく民間賃貸住宅の登録等）
		新規	◆市営住宅既存ストックの弾力的運用による居住支援	本来の入居対象者の入居を阻害せず、適切な管理を行う上で支障のない範囲で、市営住宅既存ストックの弾力的な運用を推進します。（市営住宅の目的外利用による住宅供給の充実等）	
		新規	◆福祉施策と一体となった入居・生活支援	関連団体と連携するなかで住宅確保要配慮者の入居・生活支援を推進するとともに、住宅施策と福祉施策が一体となった、重層的な支援体制の構築を図ります。	
		継続	○市営住宅の適正な管理・運営	市営住宅長寿命化計画に基づき、既存ストックの長寿命化を図るとともに、市営住宅運営委員会による適正な入居者管理の推進を図ります。	
		継続	○借上市営住宅制度に基づく民間賃貸住宅の活用	市内の民間賃貸住宅業者等と連携するなかで、民間の住宅を市営住宅として借り上げることで住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。	
	良質な住宅ストックの形成	<b>方針4：良質で持続可能な住宅ストックの形成</b>			
		住宅ストックの量的充足がみられるなか、脱炭素社会の実現に向けて、省エネ性能の高い低炭素な住宅の供給を促進するとともに、既存住宅の改修や適正管理を推進することで、次世代へ引き継がれる良質な住宅ストックの形成を図ります。	新規	◆中古住宅の流通促進	売主・買主が安心して取引できる中古住宅市場の整備を推進することで、中古住宅の流通促進を図ります。（建物状況調査（インスペクション）に係る補助制度の普及啓発等）
			継続（一部新規）	○◆環境にやさしい住まいの普及促進	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、市民への情報発信と啓発を行うことで、住宅の高断熱化や再生可能エネルギーを活用する住宅の普及を図ります。
			継続（一部新規）	○◆長期優良住宅、住宅性能表示、低炭素住宅の普及促進	ライフサイクルコスト、環境負荷の低減や優遇措置等のメリットについて広く情報提供を行い、国の政策と連携するなかで普及促進を図ります。
		<b>方針5：空き家の適正管理および利活用（リノベーション）の推進</b>			
		増加する空き家について、所有者に対する相談・啓発により発生を抑制するなかで適正管理を図るとともに、良質な空き家については、貴重な住宅ストックとして、利活用を希望する者への情報発信・改修支援などを通じて活用を促進し、状況に応じた管理・利活用・除却の一体的な推進を図ります。	新規	◆空き家等の適正管理の推進	管理不全な空き家については、法に基づき所有者等の調査を行った上で助言・指導等を行い、適正な管理の推進を図ります。
	新規	◆空き家の利活用の推進	国・県の支援策と連携するなかで、空き家の利活用に係る支援のさらなる充実を図ります。（空き家活用推進補助金、リノベーションまちづくり等）		
	新規	◆空き家に関する相談体制の充実	ホームページや広報紙、パンフレットの配布など、多様な媒体で空き家の所有者へ情報提供を行うとともに、庁内連携を強化し、窓口における相談体制の充実を図ります。		
	継続	○空き家バンク制度等による中古住宅の流通促進	売却を希望される空き家の登録を行い、ホームページ等で情報提供をすることで市民に対して空き家バンク制度の利用促進を図るとともに、中古住宅の流通促進を図ります。		
魅力あふれる住環境の創出	<b>方針6：安全・安心な住宅ストックの形成</b>				
	多頻度・激甚化する地震をはじめとする災害に対して安全性の高い住宅ストックの形成を図るとともに、住民相互の助け合いを強化する仕組みづくりを推進することで、地域における防災能力の向上を図ります。	継続	○耐震診断・耐震改修の支援による住宅の耐震化促進	耐震診断・耐震改修に係る支援制度の更なる充実を検討するとともに、ホームページ、チラシ等により広報を行うことで、住宅の耐震化の促進を図ります。	
		継続	○住宅の耐震化に関する相談体制の充実	ホームページや広報紙、パンフレットの配布などで住宅の耐震化に関する情報提供を行うとともに、住宅の耐震化に関する相談体制の充実を図ります。	
		継続	○地域における防災意識の向上	地域における防災訓練への支援、ハザードマップによる防災情報の周知啓発等を行い、地域における防災意識の向上を図ります。	
		継続	○地域住民による自主的な防災活動への支援	地域における防災を担う人材の育成、防災機能の整備を支援することで、防災能力の向上を図ります。（防災研修会の実施、守山市防災士養成事業、自治会防災施設・設備整備費等補助事業等）	
	<b>方針7：地域コミュニティの維持と活性化</b>				
	市民が地域の中で支え合いながら、豊かさと生きがいを実感できる質の高い地域社会の実現のため、市民活動の基本であるコミュニティの質の向上を図り、地域住民と行政との協働による活力ある地域づくりの推進を図ります。	新規	◆地域コミュニティ運営への支援	少子高齢化が急速に進展するなか、今後も本市の強みである自治会を中心とした地域コミュニティを継続させるため、組織運営のICT化を含め、支援策を検討します。	
		継続（一部新規）	○◆まちづくりに関わる機会・体制の充実	市民がより一層まちづくりに関心を持てるように、中間支援機能および組織を充実させ、市民活動の促進を図ります。（市民懇談会、市民ファシリテーターの養成講座、中間支援機能および組織の検討等）	
		継続	○地域によるまちづくり活動への支援	自治会、学区に対する交付金の交付や協働の仕組みづくりを支援し、自主的・自発的なまちづくりの推進を図ります。（まるごと活性化プラン、自治会まちづくり活動交付金、「わ」で輝く自治会応援償還事業等）	
		継続	○市民による公益活動への支援	市民活動団体への支援を行い、市民が主体となった公益活動の推進を図ります。（市民提案型まちづくり支援事業等）	
<b>方針8：住みよさが実感できる住環境づくり</b>					
豊かな自然と都市が共存する守山市の良好な住環境を維持・保全しながら、都市政策、交通政策との連携により、市民が利便性を享受し、住みやすさを実感できるとともに、賑わいと活力がある魅力的なまちづくりの推進を図ります。	新規	◆公共交通サービスの充実	地域の実情や需要に応じて、公共バス路線の維持、およびそれを補完するデマンドタクシーの利便性向上を推進し、地域を繋ぐ交通機関の充実を図ります。		
	新規	◆新しい住まい方への対応	新たな生活様式に伴い多様化する住環境へのニーズについて、国の方針・動向等を踏まえながら情報の提供を行います。（在宅勤務、二地域居住、コワーキングスペース、リバースモーゲージ、リースバック等）		
	継続	○都市計画基本方針に基づく適正な土地利用の促進	都市整備方針に基づいた適正な土地利用を促進し、コンパクト且つ機能的なまちづくりの推進を図ります。（都市計画マスタープラン、立地適正化計画、景観条例等）		
	継続	○地区計画制度、建築協定等による良好な住環境の維持・向上	一定の区域内における住民の合意による、住民主体の地域特性を活かしたまちづくりの推進を図ります。（地区計画制度、建築協定、緑地協定、景観協定等）		